（様式第２号）第２条関係

年 月 日

つがる市ふるさと納税返礼品登録申請書

つがる市長

「つがる市ふるさと納税協力事業者及び返礼品取扱要綱」に基づき、以下の返礼品の登録を申請します。

（１） 申請する返礼品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返礼品名 |  |  |
| 提供価格（税込み・包装代込み）※送料は含めないでください |  | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返礼品の概要（特徴など） |  |  |
| 内容量・規格（原材料の生産地、役務の提供の場合はサービス提供地） |  |  |
| 加工業者・製造業者名所在地（都道府県市町村名） |  |  |
| 市への提供可能見込数 |  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　個 |
| 提供可能期間 |  | □年間　　　□期間限定　（　　　　　　　　　　～　　　　　　　　　） |
| 受付可能期間 |  | □年間　　　□期間限定　（　　　　　　　　　　～　　　　　　　　　） |
| 総務大臣が定める基準チェック※該当する項目の「□」に１つチェックを入れてください。 | □ | ①　市内において生産されているもの |
| □ | ②　市内において原材料の主要な部分が生産されているもの |
| □ | ③　市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの |
| □ | ④　市内で生産されたものであって、近隣の他の市町村で生産されたものと混在したもの（流通構造上混在することが避けられない場合に限る） |
| □ | ⑤　市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品であることが明白なもの |
| □ | ⑥　上記①～⑤の返礼品と当該返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するもの全体の価値の７割以上であるもの |
| □ | ⑦　市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるもの |
| □ | ⑦-2　市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること |

※返礼品画像をデータで提出してください。

（２） 返礼品を提供する協力事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 協力事業者名 |  |
| 取扱事業所所在地 | 〒 |
| 担当者氏名（ふりがな）電話番号・メールアドレス・FAX |  |

※１つの返礼品につき１枚を提出してください。

（様式第２号）第２条関係 　　【　記　載　例　】

令和７年４月１日

つがる市ふるさと納税返礼品登録申請書

つがる市長

「つがる市ふるさと納税協力事業者及び返礼品取扱要綱」に基づき、以下の返礼品の登録を申請します。

（１） 申請する返礼品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返礼品名 |  | 　青森ヒバ　まな板 |
| 提供価格（税込み・包装代込み）※送料は含めないでください |  | 　　10,000　円 |
| 返礼品の概要（特徴など） |  | 青森県産ヒバで作製したまな板です。（誰が、どこで、どうやって作ったものか、できるだけ詳しく記載してください） |
| 内容量・規格（原材料の生産地、役務の提供の場合はサービス提供地） |  | 　　１枚、　〇ｇ、　〇㎝×〇㎝　（青森県つがる市産） |
| 加工業者・製造業者名所在地（都道府県市町村名） |  | 　　〇〇加工場　（青森県〇〇町） |
| 市への提供可能見込数 |  | 　　　100個 |
| 提供可能期間 |  | ■年間　　　□期間限定　（　　　　　　　　　　～　　　　　　　　　） |
| 受付可能期間 |  | ■年間　　　□期間限定　（　　　　　　　　　　～　　　　　　　　　） |
| 総務大臣が定める基準チェック※該当する項目の「□」に１つチェックを入れてください。 | □ | ①　市内において生産されているもの |
| □ | ②　市内において原材料の主要な部分が生産されているもの |
| ■ | ③　市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの |
| □ | ④　市内で生産されたものであって、近隣の他の市町村で生産されたものと混在したもの（流通構造上混在することが避けられない場合に限る） |
| □ | ⑤　市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品であることが明白なもの |
| □ | ⑥　上記①～⑤の返礼品と当該返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するもの全体の価値の７割以上であるもの |
| □ | ⑦　市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるもの |
| □ | ⑦-2　市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること |

※返礼品画像をデータで提出してください。

（２） 返礼品を提供する協力事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 協力事業者名 | 株式会社ふるさと社 |
| 取扱事業所所在地 | 〒038-3192　つがる市木造若緑61-1 |
| 担当者氏名（ふりがな）電話番号・メールアドレス・FAX | つがる　太郎（つがる　たろう）電話0173-42-2111　Mail furusato@city.tsugaru.lg.jp FAX 0173-42-3069　 |

※１つの返礼品につき１枚を提出してください。